

短期入所 多床室（4人部屋）利用料一覧表（1日あたり）

要支援1

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	507	300	0	807
第2段階	507	390	370	1,267
第3段階①	507	650	370	1,527
第3段階②	507	1,360	370	2,237
第4段階	507	1,445	855	2,807
(2割負担)	1,014	1,445	855	3,314
(3割負担)	1,521	1,445	855	3,821

要支援2

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	625	300	0	925
第2段階	625	390	370	1,385
第3段階①	625	650	370	1,645
第3段階②	625	1,360	370	2,355
第4段階	625	1,445	855	2,925
(2割負担)	1,250	1,445	855	3,550
(3割負担)	1,875	1,445	855	4,175

要介護1

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	699	300	0	999
第2段階	699	390	370	1,459
第3段階①	699	650	370	1,719
第3段階②	699	1,360	370	2,429
第4段階	699	1,445	855	2,999
(2割負担)	1,398	1,445	855	3,698
(3割負担)	2,097	1,445	855	4,397

要介護2

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	773	300	0	1,073
第2段階	773	390	370	1,533
第3段階①	773	650	370	1,793
第3段階②	773	1,360	370	2,503
第4段階	773	1,445	855	3,073
(2割負担)	1,546	1,445	855	3,846
(3割負担)	2,319	1,445	855	4,619

要介護度3

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	851	300	0	1,151
第2段階	851	390	370	1,611
第3段階①	851	650	370	1,871
第3段階②	851	1,360	370	2,581
第4段階	851	1,445	855	3,151
(2割負担)	1,702	1,445	855	4,002
(3割負担)	2,553	1,445	855	4,853

要介護4

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	926	300	0	1,226
第2段階	926	390	370	1,686
第3段階①	926	650	370	1,946
第3段階②	926	1,360	370	2,656
第4段階	926	1,445	855	3,226
(2割負担)	1,852	1,445	855	4,152
(3割負担)	2,778	1,445	855	5,078

要介護5

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	1,000	300	0	1,300
第2段階	1,000	390	370	1,760
第3段階①	1,000	650	370	2,020
第3段階②	1,000	1,360	370	2,730
第4段階	1,000	1,445	855	3,300
(2割負担)	2,000	1,445	855	4,300
(3割負担)	3,000	1,445	855	5,300

※上記以外でご希望により別途かかる費用

電気代1日30円（1製品につき）

預金通帳管理用1,500円（利用者様の貴重品の施設での管理をご希望される方）

その他外部サービス等をご利用の場合はその費用が別にかかります。

短期入所 多床室（４人部屋）利用料（１日あたり費用の詳しい説明）

（単位：円）

サービス費

	単価
要介護 1	596
要介護 2	665
要介護 3	737
要介護 4	806
要介護 5	874

加算

サービス日数にかかる加算費用		
名称	加算額	備 考
サービス提供体制強化加算	22	介護福祉士資格保有介護職員が 80%以上勤務する体制を整えているための加算です
看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤の看護師を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
看護体制加算（Ⅱ）	8	法定以上の看護職員を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
夜勤職員配置加算	15	夜勤帯に介護職員を基準数以上配置しているための加算です。
計	49	
入所者様の状況に応じて発生する新たな加算費用		
若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症の入所者様に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合にかかります
別途かかる加算		
介護職員処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、8.3%を乗じたもの	
	介護職員の技術向上や昇進の基準等を規定し、法に定められた介護職員の処遇改善を行っているための加算です	
介護職員等特定処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、2.7%を乗じたもの	
	介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加えて創設された加算です。	
令和3年9月30日までの上乗せ分	サービス費に対し、0.1%を乗じたもの	
	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬（サービス費）に上乗せされます。	

食費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
単価	300	390	650	1,360	1,445

居住費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
単価	0	370	370	855

減額対象者

第 1 段階	①市町村民税非課税世帯者であって、かつ老齢年金受給者
	②生活保護の被保護者
第 2 段階	市町村民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下のもの
第 3 段階①	市町村民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円～120 万円の方
第 3 段階②	市町村民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超の方
第 4 段階	上記以外のもの